

広島県告示第百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にした。

令和六年二月十九日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東広島市八本松町吉宗字中山一〇五八〇の二、一〇五八〇の五
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅